

平成25年第4回
箕面市教育委員会定例会議録

箕面市教育委員会

平成 25 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 25 年 4 月 22 日 (月) 午後 2 時 30 分

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長	山 元 行 博 君
委員長職務代理者	大 橋 亜由美君
委 員 長	丹 澤 直 己 君
委 員 長	中 享子君
委 員 長	高 野 敦子君
委 員 (教育長)	具 田 利男君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長	大 橋 修二君
子ども未来創造局専任理事 (子育て担当)	木 村 均君
生涯学習部長	浜 田 徳美君
子ども未来創造局副局長 兼 次長 (子ども未来創造政策担当)	稻 田 滋君
子ども未来創造局次長 (施設管理担当) 兼生涯学習部副理事	道 上 康秀君
子ども未来創造局次長 (学校教育・教育施策推進 ・教職員・教育センター担当)	主 原 照昌君
子ども未来創造局副理事 兼教育センター所長	松 山 尚文君
子ども未来創造局次長 (青少年育成・幼児育成担当)	渡 辺 泰敏君
子ども未来創造局次長 (子育て支援・子ども家庭相談担当)	細 川 美智代君
生涯学習部次長	斎 藤 堅造君
子ども未来創造局次長 (人権教育担当)	半 沢 芳 寛君

子ども未来創造政策課長	井 口 直 子 君
施 設 管 理 課 長	山 口 朗 君
学 校 教 育 課 長	葦 澤 宣 雄 君
子ども未来創造局専任参事 (給食推進担当) 兼幼児育成課参事	中 出 宣 義 君
子ども未来創造局専任参事 (教育施策推進担当) 兼学校教育課参事	石 橋 充 久 君
教 職 員 課 長	北 村 清 君
人 権 教 育 課 長	野 本 淳 子 君
教育センター参事	六 車 徹 君
学校教育課参事	射 場 功 君
青 少 年 育 成 課 長	一 階 世志明 君
幼 児 育 成 課 長 兼広域幼児育成課長	今 中 美 穂 君
幼 児 育 成 課 参 事 兼広域幼児育成課参事	堤 下 利 美 君
子 育 て 支 援 課 長 兼広域子育て支援課長	安 井 公 一 君
子ども家庭相談課長	菅 原 かおり 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部 一 郎 君
生涯学習部専任参事 (生涯学習センター・公民館担当)	桂 木 洋 一 君
生涯学習部専任参事 (文化財保護担当)	岩 永 幸 博 君
文 化 ス ポ ーツ 課 長	前 田 一 成 君
中 央 図 書 館 長	大 迫 美恵子 君

1. 出席事務局職員

子ども未来創造政策課担当主査	林 下 雄 一 君
子ども未来創造政策課	松 尾 真 恵 君
子ども未来創造政策課	小 西 由 起 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市青少年健全育成推進基金条例施行規則改正の件
- 日程第 3 箕面市立図書館管理運営規則改正の件
- 日程第 4 箕面市保育所設置認可等要綱制定の件
- 日程第 5 箕面市情報開示審査会に対する諮問の件
- 日程第 6 箕面市社会教育委員会委嘱の件
- 日程第 7 箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員委嘱の件
- 日程第 8 箕面市立図書館協議会委員任命の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 11 箕面市立学校施設開放事業実施要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市教育・医療支援システム会議設置要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市教育問題調整委員会設置要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市教員資質諮問委員設置要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程改正の件
- 日程第 16 箕面市人権教育推進会議開催要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市保育所における保育の実施に関する要綱等改正の件
- 日程第 18 箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市放課後児童健全育成事業届出実施要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱改正の件
- 日程第 21 箕面市教育センター条例施行規則改正の件
- 日程第 22 箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件
- 日程第 23 箕面市養育支援訪問事業実施要綱改正の件
- 日程第 24 箕面市奨学生選考委員会委員任命の件
- 日程第 25 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 26 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 27 教育長報告

(午後 2 時 35 分開会)

○委員長（山元行博君）： ただ今から、平成 25 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

- 委員長（山元行博君）： ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は6名で、本委員会は成立しました。
- 委員長（山元行博君）： それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において大橋委員を指定します。
- 委員長（山元行博君）： 次に日程第2に入る前に日程第27、「教育長報告」を先に議題といたします。教育長に報告を求めます。
- 教育長（具田利男君）： それでは、教育長報告をさせていただきます。2月議会で3月26日と27日に一般質問がございました。質問事項はここに書いてございますように6名の議員から教育委員会所管に関する事項についてご質問をいただきました。特に、義務教育の関係で非常に奥の深いものもございましたし、昨今の話題でいきますと、PM2.5の問題の質問も受けています。また、機構改革に関しては、2名のかたから子ども未来創造局の関係もご質問を受けました。教育行政の関係では、卒業式での国歌斉唱の関係についてもご指摘をいただいておりますので、これに対してあらためて今年度どうしていくかも含めて対応していきたいと思います。行事関係の主なもので、中学校が3月14日、小学校が19日に卒業式がございました。小学校が1,236名の、中学校が1,092名の卒業生を送り出しました。一方で、4月に入ってからの統計をみると、小学校が4月に入ってトータルとして入学者が多く59名増え、中学生も34名増えているという状況です。また、教育長報告の記載は3月までですが、教育委員は4月に私も含めて全員が新しくなり、早速、学校、幼稚園、保育所を回っていただこうということで、今日早速萱野小学校を訪問いたしました。萱野小学校は、行政職の職員が校長、副校長と事務が着任しているところです。現場も授業も見せていただきました。せっかくですので、それぞれの委員さんのご意見ご感想を聞かせていただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。
- 委員長（山元行博君）： それでは、ただ今教育長の報告にございました午前中に萱野小学校の授業を見せていただいた件について、ご感想等いただければありがたいと思うのですが、高野委員からいかがでしょうか。
- 委員（高野敦子君）： 私の中でうれしかったこと、心に残っていることというのは、職員室に6人で出向いて一人一人ご挨拶をさせてもらいました。なかなか視察等に行っても、教職員と面と向かって会うということが時間的にも難しかったりして、いつ実現できるのかなと思っていたところ、今日機会をいただきまして、今日挨拶しているときにも教職員のかたがたがじつと目を見つめて、時折うなずいて聴いていただいたのが印象に残りました。一生懸命頑張っている教職員のかたがたの姿をしっかり責任持って発信していくことも忘れてはならないなということを再認識しました。今後も、授業観

察などを通してしっかり自分の目で、自分の声で発信していきたいなとあらためて思いました。

○委員長（山元行博君）： ありがとうございました。それでは中委員さんどうですか。

○委員（中享子君）： 今回、行政の校長と副校長と先生方にいろいろプレゼンテーションいただきまして、いろいろなことがわかりました。第一印象が学校がきれいということです。ゴミが落ちてないとか整理された学校だったので、すごく印象的でした。いろいろなところに行っていると、多少整理されてないところがまだまだあります、萱野小学校の場合はすごく整理されていて、ランドセル置き場もきれいし広く、下駄箱もきれいでびっくりしました。そういうふうに全部がなっていけばいいなというふうに思いました。

○委員長（山元行博君）： ありがとうございました。それでは丹澤委員さんいかがでしょうか。

○委員（丹澤直己君）： 授業を参観させていただいた中で、一番印象に残ったのは、電子黒板を使っての授業でした。子どもたちが目の前で動くものがあることに対しての集中力というのを感じました。特に、算数で図形の授業だったので、耳で聞くだけではなく目で確認することができる授業、そのすばらしさは、指導する立場からも指導しやすく、また、子どもたちにとっても非常に理解しやすい授業の展開だったと思います。まだ、萱野小学校と止々呂美の森学園だけというふうに聞いていますが、これがすべての小・中学校で導入していけたら、きっと箕面市の子どもたちの学力向上にプラスになってくるのではないかというふうに思いました。

○委員長（山元行博君）： ありがとうございました。それでは大橋委員さんいかがでしょうか。

○委員（大橋亜由美君）： 私が強く思ったのは、一般に小学校、中学校、地域のつながりということは言われますが、非常にぼんやりした地域というイメージなのですが、今回、萱野小学校の取組みとして、本当に地域と具体的に子どもたちをサポートするために、大人たちが囲んでいるという姿をすごく感じることができたので、今後、他の小中学校を拝見させていてだくときもその点を注意して、拝見させていただければなと感じました。

○委員長（山元行博君）： ありがとうございました。それでは具田教育長いかがでしょうか。

○教育長（具田利男君）： 私自身、全小中学校ひと通り回りました。こういう言い方をしていいのかわからないですが、行政職の校長とは話がしやすいなど。教育職が悪いということではなくて、僕自身行政職なので、教育職のかたとどうしゃべっていったらいいのかを彼らが翻訳してくれるのか、手助けしてくれるのか、アドバイスをくれるのか、もしくは僕がもっとアプロー

チしないといけないのかなということを感じましたので、施設面、指導面だけでなく全体的に向けての意味合いで今日感じていたところです。

○委員長（山元行博君）：私も十数年ぶりに萱野小学校に寄せていいただきました、もともと箕面では、萱野の取組みは光っておりましたので、また新たに電子黒板とかさまざまな機器を取り入れてやっておられる授業を拝見させていただいて、進んでいるなあと実感を得ました。見せていただいた学校には大変感謝申し上げておりますし、また今後このような機会を事務局にこれからも作っていただければありがたいと思っております。

○委員長（山元行博君）：それでは次に日程第2、議案第34号「箕面市青少年健全育成推進基金条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成課長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成課長（一階世志明君）：本件は、奨励金の交付に係る事務の簡素化を図るため、箕面市青少年健全育成推進基金条例施行規則の一部を改正するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（丹澤直己君）：今回の規則改正は、奨励金の交付に関する事務手続きの簡素化を図るためとのご説明でしたが、奨励金はそもそも、どういう団体に交付されるのか、また、1団体当たりの交付額や、年間の交付件数、また、奨励金の原資となる青少年健全育成推進基金の現在高についても、確認しておきたいのですが、いかがでしょうか。

○子ども未来創造局青少年育成課長（一階世志明君）：青少年健全育成推進基金を利用して運用しております事業は、大きく分けて4つあります。一つ目は箕面市青少年健全育成市民大会への補助金、二つ目は箕面市青少年健全育成功績労者に対する表彰に係る経費、三つ目は市立小・中学校のクラブ等が市又は府の予選を通過し、代表として近畿大会以上の大会へ出場するための交通費と宿泊費の合計額の2分の1以内で、個人の上限が5万円、団体の上限が20万円を交付するものです。四つ目は今回事務の簡素化を図ろうとする激励金です。激励金の限度額ですが、全国規模の大会で個人の上限が2万円、団体の上限が10万円。国際規模、参加国が20か国以上40か国未満又は奉仕活動で個人の上限が5万円、団体の上限が15万円。国際規模、参加国が40か国以上又は奉仕活動で個人の上限が10万円、団体の上限が30万円となっております。平成24年度の交付件数は、個人が20件67万円、団体が4件58万円となっており、最近の交付実績では、アメリカで開催されたミスダンスドリルチーム世界大会に出場され見事優勝された箕面高校ダンス部に30万円、第36回全日本アンサンブルコンテストで銀賞を受賞された箕面市青少年吹奏楽団に8万円を交付しております。なお、青少年健全育成推進基金の現在高は、平成24年度末で、1億7千4百77万5

千円となっております。

○委員（丹澤直己君）：すべて上限で定められている理由と基金の運用収入だけで、この事業を行えているのか教えてください。

○子ども未来創造局青少年育成課長（一階世志明君）：団体であっても個人に置き換えれば多く出しすぎる場合などは減額をしています。例えば、先ほどの箕面市青少年吹奏楽団の場合、団体としては限度額10万円ですが、今回のアンサンブルは4人編成となっており、個人に置き換えると1人2万円かける4人で8万円としています。また、現在の金利では、基金の運用収入だけでは事業は維持できませんので、一般財源を投入して事業を継続しています。

○委員（丹澤直己君）：激励金は、全国大会や世界大会で頑張った箕面市民が、さらに大きな舞台で活躍していただけるよう激励するためのものでありますので、引き続き対象者の情報収集等を行い交付すべきかたに交付できるように、よろしくお願ひします。

○委員（中享子君）：今回、この規則を改正することで、激励金を交付することが妥当であると、誰からみても明らかな場合は、団体からの申請によらずに、激励金を交付できるという趣旨であると理解しました。今まででは、激励金の交付までどれくらいの期間を要していたのでしょうか。そして、それは今後どれくらい短くなるのでしょうか。

○子ども未来創造局青少年育成課長（一階世志明君）：激励金の交付までに要する期間は、長くとも1週間程度で、今回の改正にかかる事務の一部簡素化は、交付の期間を短縮しようとするものではなく、本人、家族及び団体から申請に基づいて交付し、実績報告まで求めていたものを、激励金の趣旨から申請に基づかず交付し、実績報告も不要とするもので、本人、家族及び団体の手続きを簡素化しようとするものです。

○委員長（山元行博君）：他にございませんか。

○教育長（具田利男君）：今、課長から説明があったように、世界大会に出るので激励金を下さいというのが、何か今まで少しずれていたのかなと思います。やっぱり、世界大会に出る、全国大会に出る、ということが分かれば、こちらからすっと手続きするという意味ではこの改正はもっと早くすればよかったですのかなというふうに思います。それともう一点、青少年吹奏楽団もようやく全国大会に出られるようにがんばってくれていますし、箕面高校のダンス部も世界大会で優勝したと、非常に箕面の名前を売り込んでくれたということで、激励金もそういう意味もあると思います。4月13日にヴィソラで凱旋公演というのを、早速千人位の観客を集めてやってくれました。準備するのにたった1週間しかなかったのに事務局よくやってくれたと思いますし、ありがとうございます。

○委員長（山元行博君）：他にないようですので、議案第34号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第3、議案第35号「箕面市立図書館管理運営規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部中央図書館長に求めます。

○生涯学習部中央図書館長（大迫美恵子君）：本件は、箕面市立小野原図書館の開設に伴い、開館時間を規定するため、箕面市立図書館管理運営規則の一部を改正する必要が生じましたので提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第35号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第4、議案第36号「箕面市保育所設置認可等要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長（今中美穂君）：本件は、平成23年1月に大阪府から権限移譲を受け、本市が実施している保育所設置認可等に関する事務について、この度、大阪府保育所設置認可等要綱が全部改正され、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、箕面市保育所設置認可等要綱の全部改正を提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第36号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第5、議案第37号「箕面市情報開示審査会に対する諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、子ども未来創造政策課長に求めます。

○子ども未来創造局子ども未来創造政策課長（井口直子君）：本件は、本市教育委員会が行った行政文書部分開示決定処分に対する異議申し立てに係る決定について、箕面市情報公開条例の施行に関する箕面市教育委員会規程に

より準用する箕面市情報公開条例第19条の規定に基づき、箕面市情報開示審査会に諮問する必要があるため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高野敦子君）：今回の異議申立ては、行政文書の開示請求を受け、それに対し、一部を非開示とする決定をしたことについて、異議申し立てがあったとの説明でしたが、行政文書開示請求があった後の手続き、流れ等もう一度確認しておきたいので、簡単に説明してください。

○子ども未来創造局子ども未来創造政策課長（井口直子君）：まず、市民が行政文書の開示請求をする場合についてご説明します。行政文書の開示請求をする場合、誰に対して請求するか、これは箕面市情報公開条例では実施機関宛てとしており、市長部局の場合は市長が実施機関に、教育委員会の場合は教育委員会が実施機関になると規定しています。従いまして、教育委員会の所管する文書についての行政文書の開示請求をする場合、教育委員会宛てに開示請求がなされます。次に、開示請求を受けた場合の市での事務処理についてご説明します。開示請求がなされた場合、その開示請求の対象となっている文書を所管している担当課において、事務処理をします。事務処理にあたっては、箕面市情報公開条例において、行政文書は開示すべきでない情報を除き開示するもの、原則開示と規定しています。従いまして、各担当課では、行政文書の開示請求があった場合、対象文書に「開示すべきでない情報」いわゆる非開示情報が含まれていないかどうかのチェックをします。チェックの結果、非開示情報が含まれていない場合は全部開示、含まれていた場合には、開示できない理由を明らかにしたうえで、非開示あるいは部分開示の決定をすることになります。

○委員（高野敦子君）：行政情報の開示請求の流れについては、非開示あるいは、今回の場合は部分開示ですけど、決定通知に対して不服があったために請求人が異議申し立てをしたということでおろしいでしょうか。

○子ども未来創造局子ども未来創造政策課長（井口直子君）：そのとおりです。

○委員長職務代理者（大橋亜由美君）：今回の部分開示とした理由について、少し詳しく説明していただけますか。

○子ども未来創造局子ども未来創造政策課長（井口直子君）：異議申し立てを受けた実施機関には、二つの選択肢があります。一つは、請求人からの申し立てを受け入れ、全部開示するという選択肢です。もう一つは、情報開示審査会という市の附属機関に諮問し、審査会としての意見を聴くという選択肢があります。その場合は、審査会から当該案件について、答申がなされるのを待って、その内容を尊重して、この異議申し立てに対する決定を行うことになります。

○委員長（山元行博君）：二つの選択肢があるということでしたが、委員の皆様どうでしょうか。

○教育長（具田利男君）：今回の開示請求について、部分開示としたことについての理由は妥当であると考えています。市長部局でも同様の対応を行っているということですので、本件については、箕面市情報開示審査会に諮問し、意見の答申を求めてはいかがかと考えています。

○委員長（山元行博君）：具田教育長から、箕面市情報開示審査会に諮問し、意見の答申を求めてはどうかとの意見が出されましたか、他にご意見はございませんか。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第37号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第6、議案第38号「箕面市社会教育委員委嘱の件」、日程第7、議案第39号「箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員委嘱の件」及び日程第8、議案第40号「箕面市立図書館協議会委員任命の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

○生涯学習部生涯学習課長（阿部一郎君）：議案第38号については、箕面市社会教育委員の任期が平成25年4月30日をもって満了することに伴い、新たな委員を委嘱する必要があるため、社会教育法第15条、箕面市社会教育委員に関する条例第1条及び箕面市社会教育委員会規則第2条の規定に基づき、提案するものです。議案第39号については、箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員の任期が平成25年4月30日をもって満了することに伴い、新たな委員を委嘱する必要があるため、社会教育法第30条、箕面市立公民館条例第4条及び箕面市立生涯学習センター条例第5条第1項の規定に基づき、提案するものです。議案第40号については、箕面市立図書館協議会委員の任期が平成25年4月30日をもって満了することに伴い、新たな委員を任命する必要があるため、図書館法第15条及び箕面市立図書館協議会設置条例第2条の規定に基づき、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第38号、議案第39号、及び議案第40号を一括して採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に日程第9、報告第18号「箕面市教育委員会公印規則改正の件」、日程第10、報告第19号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」日程第11、報告第20号「箕面市立学校施設開放事業実施要綱改正の件」、日程第12、報告第21号「箕面市教育・医療支援システム会議設置要綱改正の件」、日程第13、報告第22号「箕面市教育問題調整委員会設置要綱改正の件」、日程第14、報告第23号「箕面市教員資質諮問委員設置要綱改正の件」、日程第15、報告第24号「箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程改正の件」、日程第16、報告第25号「箕面市人権教育推進会議開催要綱改正の件」、日程第17、報告第26号「箕面市保育所における保育の実施に関する要綱等改正の件」、日程第18、報告第27号「箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件」、日程第19、報告第28号「箕面市放課後児童健全育成事業届出実施要綱改正の件」、日程第20、報告第29号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱改正の件」、日程第21、報告第30号「箕面市教育センター条例施行規則改正の件」、日程第22、報告第31号「箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件」、日程第23、報告第32号「箕面市養育支援訪問事業実施要綱改正の件」、は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子ども未来創造政策課長に求めます。

○子ども未来創造局子ども未来創造政策課長（井口直子君）： これらの案件につきましては、先の平成25年第3回箕面市教育委員会定例会におきまして、0歳から15歳までの子どもに関する政策・施策を総合的に進めるため、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正し、平成25年4月1日から、教育推進部及び子ども部を一元化し、子ども未来創造局を創設し、その局内に子ども未来創造政策課など11の課を設置することとしたため、また4月1日付けの人事異動を踏まえ、関係規定を施行する必要が生じましたが、委員長において教育委員会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第18号から報告第32号までを一括して採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 委員長（山元行博君）：次に日程第24、報告第33号「箕面市奨学生選考委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育課長に求めます。

- 子ども未来創造局学校教育課長（菲澤宣雄君）：本件は、箕面市奨学資金貸付基金条例に基づき奨学生を決定するために設置している箕面市奨学生選考委員会の委員である樋口弘造氏から辞職願が提出されたため、これを承認するうえ解職するとともに、その後任として新たに委員を任命する必要が生じたため、石井敬子氏を箕面市奨学資金貸付基金条例第9条第3項及び第4項の規定に基づき、4月12日付けで任命したものです。本来ですと教育委員会議においてご審議いただくところですが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第33号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 委員長（山元行博君）：次に日程第25、報告第34号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子ども未来創造政策課長に求めます。

- 子ども未来創造局子ども未来創造政策課長（井口直子君）：本件は、分限休職、復職、3月31日付け退職、4月1日付けの異動及び新規採用、及び22日付けの異動につきまして、発令する必要が生じましたが、委員長にお

いて教育委員会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第34号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）委員長 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に日程第26、報告第35号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子ども未来創造政策課長に求めます。

○子ども未来創造局子ども未来創造政策課長：本件は、去る3月12日に開催されました平成25年第3回箕面市教育委員会定例会及び去る3月15日に開催されました平成25年第2回箕面市教育委員会臨時会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第35号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。

○委員長（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、他に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案7件、報告18件は、すべて議了いたしました。

○委員長（山元行博君）：これをもちまして、平成25年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後3時32分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

山元行博

委員

大橋亜由美